

令和7年度 大野城市国民健康保険税 低所得世帯に対する軽減制度

被保険者数 + 特定同一 世帯所属者	給与所得者等	軽減判定基準額 (基準額以下であれば軽減適用)		
		7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	0~1人	430,000円	735,000円	990,000円
	2人	530,000円	835,000円	1,090,000円
2人	0~1人	430,000円	1,040,000円	1,550,000円
	2人	530,000円	1,140,000円	1,650,000円
	3人	630,000円	1,240,000円	1,750,000円
3人	0~1人	430,000円	1,345,000円	2,110,000円
	2人	530,000円	1,445,000円	2,210,000円
	3人	630,000円	1,545,000円	2,310,000円
	4人	730,000円	1,645,000円	2,410,000円
4人	0~1人	430,000円	1,650,000円	2,670,000円
	2人	530,000円	1,750,000円	2,770,000円
	3人	630,000円	1,850,000円	2,870,000円
	4人	730,000円	1,950,000円	2,970,000円
	5人	830,000円	2,050,000円	3,070,000円
5人	0~1人	430,000円	1,955,000円	3,230,000円
	2人	530,000円	2,055,000円	3,330,000円
	3人	630,000円	2,155,000円	3,430,000円
	4人	730,000円	2,255,000円	3,530,000円
	5人	830,000円	2,355,000円	3,630,000円
	6人	930,000円	2,455,000円	3,730,000円
6人	0~1人	430,000円	2,260,000円	3,790,000円
	2人	530,000円	2,360,000円	3,890,000円
	3人	630,000円	2,460,000円	3,990,000円
	4人	730,000円	2,560,000円	4,090,000円
	5人	830,000円	2,660,000円	4,190,000円
	6人	930,000円	2,760,000円	4,290,000円
	7人	1,030,000円	2,860,000円	4,390,000円

■ 低所得世帯に対する軽減制度（均等割額・平等割額の軽減）とは

前年中（令和6年1月～12月）の所得が左表の軽減判定基準額以下の世帯については、世帯の均等割額・平等割額の軽減が適用となります。

〔軽減割合および軽減判定基準額〕

軽減割合	軽減判定基準額（計算式）
7割軽減	$430,000 + 100,000 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
5割軽減	$430,000 + 305,000 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者}) + 100,000 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
2割軽減	$430,000 + 560,000 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者}) + 100,000 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

※「被保険者数+特定同一世帯所属者」は、加入者・旧主・旧員の人数。（擬主は含まない）

※下線は給与所得者等が複数人いる場合に加算される。

※給与所得者等の数は、加入者・擬主・旧主・旧員の人数。

★「給与所得者等の数」とは

下記の条件に該当する方の合計数をさします。

- 給与収入が55万円以上
- 年金収入が60万円以上（64歳以下の場合）
- 年金収入が125万円以上（65歳以上の場合）

※ 対象者1人に対し、条件に複数当てはまる方（給与と年金両方ある方）でも、「給与所得者等の数」は1人としてカウントします。

※ 「給与所得者等の数」は、擬制世帯主（国保に加入していない世帯主）も含まれます。

★「特定同一世帯所属者」とは

国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主が変更になった場合や、その世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

■ 軽減の適用には世帯主の所得の申告が必要です。

軽減賦課の判定には、世帯主（国保に加入していない世帯主含む）の所得情報が必須となります。まだ申告をしていない場合、確定申告又は住民税の申告を提出してください。

前年中の所得がなかった場合も、申告が必要です。

令和7年1月1日時点で住民登録していた住民地の住民税の担当課にて、所得申告をしてください。

■ 軽減の判定において以下に該当する場合は取扱いが異なります。

65歳以上で年金所得がある場合	年金所得からさらに15万円を控除した金額で判定
青色専従者給与額及び事業専従者控除額がある場合	・ 必要経費に算入しない ・ それぞれの事業専従者が当該事業から受ける給与所得の金額はないものとして判定
長期譲渡所得、短期譲渡所得がある場合	特別控除額適用前の金額で判定
雑損失がある場合	繰越損失適用後の金額で判定

【問い合わせ先】

大野城市市民生活部国保年金課

電話：092-580-1846

均等割額および平等割の軽減額一覧

		7割	5割	2割
医療 保険分	均等割	19,600円	14,000円	5,600円
	平等割	19,600円	14,000円	5,600円
後期高齢者 支援金等分	均等割	7,700円	5,500円	2,200円
	平等割	7,700円	5,500円	2,200円
介護 納付金分	均等割	13,300円	9,500円	3,800円
	平等割	—	—	—